
■ うそと思われる商品広告をネットでみつけたら

〈質問〉

インターネットで通販のサイトを見ていたら、「顔を洗うだけで、シミもしわも消える」と書かれた石けんの広告を見つけました。どこに知らせればよいですか？

〈回答〉

商品やサービスについての、うそや大げさな表示を不当表示といい、景品表示法により禁止されています。

消費者庁、公正取引委員会、都道府県の景品表示法主管課は、景品表示法違反に関する情報提供を受け付けています。また、消費者庁では、オンラインの専用窓口（景品表示違法違反被疑情報提供フォーム）を設けています。

なお、提供された情報に基づく措置結果や調査経過については、答えられないことになっておりますのでご了承ください。

・景品表示法の相談・被疑情報の受付窓口（消費者庁）

<https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/contact/>

■ 不当表示には3つの種類があります

▶優良誤認表示

商品やサービスの品質や内容が、実際とは違って「これは他と比べて、非常によいものだ」と消費者に思わせる、うそや大げさな表示のことです。

▶有利誤認表示

商品やサービスの価格や取引条件が、実際とは違って「これは、他と比べて、非常にお得だ」と消費者に思わせる、うそや大げさな表示のことです。例えば、価格を著しく安くみせかける表示などが、有利誤認表示にあたります。

▶その他誤認されるおそれのある表示

消費者に誤解されるおそれがある表示として、商品やサービスについて特に指定されている事項です。指定の権限は内閣総理大臣にあり、商品の原産国、不動産のおとり広告などの6項目が定められています。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>
